

令和4年度 健全化判断比率・資金不足比率

北海道 島牧村

1. 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15.0
連結実質赤字比率	—	20.0
実質公債費比率	6.6	25.0
将来負担比率	24.7	350.0

2. 資金不足比率

(単位：％)

区 分	令和4年度	経営健全化基準
簡易水道事業	—	20.0
合併処理浄化槽事業	—	20.0

【実質赤字比率】

普通会計（一般会計）での赤字比率
黒字の場合の比率は、「—」で表示

【連結実質赤字比率】

普通会計に公営事業会計（公営企業、国民健康保険など）を含めた
連結ベースでの赤字比率
黒字の場合の比率は、「—」で表示

【実質公債費比率】

普通会計に公営事業会計や一部事務組合などを含めた連結ベースで、
公債費による財政負担を見るための比率

※この値が18％以上の場合は、起債に道の許可が必要となり、25％を超えると単独事業に係る起債が制限されます。

【将来負担比率】

普通会計に公営事業会計や一部事務組合、第3セクターなどを含めた
連結ベースで、実質的な負債（借入金残高など）の財政負担を見る
ための比率
算定されない場合の比率は、「—」で表示

【資金不足比率】

公営企業の事業規模に対する資金の不足額の比率
資金不足のない場合の比率は、「—」で表示

健全化判断比率

令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、以下のとおりです。
いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.6	24.7

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない（赤字額がない）

早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

※ 健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した財政健全化計画を総務大臣、道知事に報告
- ・ 毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

※ 将来負担比率を除く健全化判断比率3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる
- ・ 同意がない場合には、災害復旧事業など一部の起債を除き、起債の発行は不可能
- ・ 毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{1,762,406} \text{千円} = \boxed{\text{—} \%}$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。

〔趣旨〕一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

〔定義〕一般会計等＝公営企業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業等を除く会計

実質赤字額 ＝ 繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額 ＝ 歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額
＝ 形式赤字＋（継続費の通次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源）

※ 継続費の通次繰越＝履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び年割額を予算で定め、数年度にわたって支出できる経費

※ 繰越明許費＝予算成立後、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができる経費

※ 事故繰越＝避けることができない事故（災害）のために年度内に経費の使用が終わらないもの

支払繰延額 ＝ 実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰延した額

事業繰越額 ＝ 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

標準財政規模 ＝ 地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの

連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{1,762,406} \text{千円} = \boxed{\text{—} \%}$$

※ 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。

〔趣旨〕 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

〔定義〕 連結実質赤字額 = ①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の当該超える額

① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字合計額

② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質黒字額 = 歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く）が歳出を超える場合の当該超える額

①
0

+

②
0

−

③
91,474

−

④
0

=

連結実質赤字額
△ 91,474

千円

負の場合は0

標準財政規模 = 地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を表すもの

実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

単位：千円

$$= \frac{(333,145 + 69,447) - (7,464 + 300,642)}{1,762,406 - 300,642} = \boxed{6.46383\%} \quad \boxed{R4}$$

〔趣旨〕 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率



	実質公債費比率 (単年度)
R2	6.67131
R3	6.72430
R4	6.46383

実質公債費比率 (3カ年平均)
6.6%

〔定義〕 準元利償還金 = ①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債の1年あたりの元金償還金に相当するもの
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

①	②	③	④	⑤	=	準元利償還金
0	46,234	0	23,121	92		69,447

将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$= \frac{3,699,987 - \left(\frac{987,574}{1,762,406} + \frac{41,458}{300,642} + 2,309,219 \right)}{\text{単位：千円}} = 24.7 \%$$

〔趣旨〕 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

〔定義〕 将来負担額 = (1) から (8) までの合計額

(1) 一般会計等に係る地方債の現在高（前年度末）

(1) 一般会計地方債残高
2,766,359

(2) 債務負担行為に基づく支出予定額

地方財政法第5条各号に規定する経費（①から⑩に該当するもの）

- ① P F I 事業に係るもの
- ② 五省協定等に係るもの
- ③ 国営土地改良事業に係るもの
- ④ 森林総合研究所等が行なう事業に係るもの
- ⑤ 地方公務員等共済組合に係るもの
- ⑥ 依頼土地の買い戻しに係るもの
- ⑦ 社会福祉法人の施設建設費に係るもの
- ⑧ 損失補償・債務保証の履行に係るもの
- ⑨ 引き受けた債務の履行に係るもの
- ⑩ その他①～⑨に準ずるもの

① 0	+	② 0	+	③ 0	+	④ 0	+	⑤ 0	+	⑥ 0	+
⑦ 0	+	⑧ 0	+	⑨ 0	+	⑩ 78,196	=	(2) 債務負担支出予定額 78,196			

(3) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額

- ① 現在の繰出基準で元金償還金へ繰出すことが予定される地方債残高
- ② 一般会計等以外の会計の元金償還に係る一般会計等の負担割合を前年度末の地方債残高に乗じた額

簡易水道会計		=	(3) 繰入見込額計		(①と②のいずれか大きい額)
①	149,674		235,886		
②	235,886				

合併浄化槽会計		＝	(3) 繰入見込額計		(①と②のいずれか大きい額)
①	298,704		298,704		
②	298,704				

(4) 組合が起こした地方債の償還に係る負担見込額

南部後志環境衛生	+	南部後志衛生施設	+	岩内・寿都地方消防	=	(4) 組合地方債負担見込額
0		0		0		0

(5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額

次の①・②の区分ごとの合計額から退職手当組合加入団体によっては、令和2年度末に組合が解散するものと仮定した場合に組合に対して納付すべき額または組合から返還されるべき額を加算もしくは控除した額

- ① 一般職のうち、その退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員全員が令和2年度末に自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職手当の合計額
- ② 特別職（教育長を含む）のうち、その退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員全員が令和4年度末に自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職手当の合計額

①一般職	+	②特別職	-	組合積立・不足額	=	(5) 退職手当負担見込額
277,694		23,824		△ 19,324		320,842

(6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

- ① 設立した地方道路公社の負債
- ② 設立した土地開発公社の負債
- ③ 設立した地方独立行政法人の負債
- ④ 設立団体以外の地方公共団体で土地開発公社に債務保証をしている団体における保証債務
- ⑤ 地方公共団体の損失補償または保証に係る債務（地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人を除く）

①道路公社	+	②土地公社	+	③独立法人	+	④保証債務	+	⑤損失補償	=	(6) 法人負債負担見込額
0		0		0		0		0		0

(7) 連結実質赤字額

連結実質赤字額
0

千円

(8) 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額

南部後志環境衛生	+	南部後志衛生施設	+	岩内・寿都地方消防	+	後志広域連合	+
0		0		0		0	

後志教育研修センター	+	共済等・退職手当組合	+	後期高齢者医療広域連合	=	(7) 組合等赤字額負担見込額
0		0		0		0

将来負担額の計算 (1) ～ (8) の合計

(1) 地方債現在高	+	(2) 債務負担行為に基づく支出予定額	+	(3) 公営企業債等繰入見込額	+	(4) 組合地方債負担見込額	+	
2,766,359		78,196		534,590		0		
(5) 退職手当負担見込額	+	(6) 設立法人の負債額等負担見込額	+	(7) 連結実質赤字額	+	(8) 組合等連結実質赤字額負担見込額	=	将来負担額 A
320,842		0		0		0		3,699,987

充当可能財源 = (1) から (3) までの合計額

(1) 地方債の償還額等に充当可能な基金

自治法第241条の基金のうち次の①～④以外の基金であって、現金、預金、国債、地方債及び政府保証債等として保有しているもの

- ① 災害救助法第22条に定める災害救助基金
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律第116条に定める財政安定化基金
- ③ 介護保険法第147条に定める財政安定化基金
- ④ 地方財政法第6条の公営企業に設けられた基金その他法律または政令の規定により地方債の償還額等に充てることができる基金

(2) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 = ①～⑤までの合計額

- ① 国庫支出金、道支出金または他の地方公共団体からの分担金及び負担金
- ② 地方債を財源とする貸付金の償還金
- ③ 公営住宅の賃貸料その他使用料
- ④ 都市計画税
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、その他将来負担額に充当可能な特定の歳入

(3) 地方債の償還等に要する経費として、基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(1) 充当可能基金	+	(2) 充当可能特定歳入	+	(3) 基準財政需要額算入見込額	=	充当可能財源等 B
987,574		41,458		2,309,219		3,338,251

資金不足比率

令和4年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率は、以下のとおりです。
いずれの指標も経営健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位：％)	(単位：％)
簡易水道事業特別会計	合併処理浄化槽事業特別会計
—	—

経営健全化基準	20.0
---------	------

※ 資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化を図るため、次のことを行なう必要があります。

- ・ 経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した経営健全化計画を総務大臣、道知事に報告
- ・ 毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

〔趣旨〕 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

〔定義〕 資金の不足額（法非適用事業） = 〔繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高〕－解消可能資金不足額

区 分	簡易水道事業特別会計
繰上充用額	0
支払繰延額	0
事業繰越額	0
建設改良費以外の 地方債現在高	0
解消可能資金不足額	0
資金不足額	0

区 分	合併処理浄化槽事業特別会計
繰上充用額	0
支払繰延額	0
事業繰越額	0
建設改良費以外の 地方債現在高	0
解消可能資金不足額	0
資金不足額	0

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除する。

繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰上げて充用した額
 = 形式赤字＋（継続費の通次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源）

※ 継続費の通次繰越＝履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び年割額を予算で定め、数年度にわたって支出できる経費

※ 繰越明許費＝予算成立後、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができる経費

※ 事故繰越＝避けることができない事故（災害）のために年度内に経費の使用が終わらないもの

支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰延した額

事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

区 分	簡易水道事業特別会計	合併処理浄化槽事業特別会計
営業収益相当収入額 a	29,499	3,311
受託工事収益相当収入額 b	0	0
事業の規模（a－b）	29,499	3,311